

2017年9月26日

各位



会社名 株式会社 みなと銀行
 代表者名 取締役頭取 服部 博 明
 (コード番号 8543 東証第一部)
 問合せ先 執行役員企画部長 藤本 剛
 (TEL 078 - 333 - 3224)

定款の一部変更及び臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、当社、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行（以下、当社、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の3社を併せて「統合グループ」）が公表した本日付「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」に記載の統合グループの経営統合（以下、「本経営統合」）の実現のため、本日開催の取締役会において、2017年12月26日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）の招集のための基準日設定、並びに本経営統合の一環として実施されるりそなホールディングスが設立する中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）に係る本持株会社との株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）の締結等を条件に開催される予定の当該臨時株主総会における承認及び本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、議決権基準日の削除に係る定款変更を行うことを決議致しましたので、お知らせ致します。

1. 議決権基準日の削除に係る定款変更

(1) 定款変更の目的

本株式交換の効力発生後、当社は本持株会社の完全子会社となり、定時株主総会の基準日制度の必要性が失われることから、本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、2018年3月30日をもって下記(2)のとおり定款の一部を変更する予定です。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
(基準日) 第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を選定することができる。 第14条	(削除) 第13条

